

むつ市議会第191回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成19年3月8日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第1号 むつ市副市長定数条例
- 第2 議案第2号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第3 議案第3号 水防法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第4 議案第4号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例
- 第5 議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第16 議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第17 議案第17号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第18 議案第18号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第19 議案第19号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第20 議案第20号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第21号 平成18年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第22 議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算
- 第23 議案第23号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第24 議案第24号 平成19年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第25 議案第25号 平成19年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成19年度むつ市用地造成事業会計予算

- 第31 議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算
- 第32 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第33 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第34 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎	
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦	
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十	
7番	小	林		正	8番	菊	池	一	郎	
9番	新	谷		功	10番	濱	田	栄	子	
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司	
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄	
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫	
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生	
19番	久	保	田	昌	司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作	
24番	松	野	裕	而	26番	東	谷	良	久	
27番	佐	々	木	隆	28番	立	石	政	男	
29番	竹	本		強	30番	坂	井	一	利	
31番	福	永	忠	雄	32番	板	井	磯	美	
33番	飛	内	賢	司	34番	赤	松		功	
35番	田	澤	光	雄	36番	德			誠	
37番	佐	々	木	肇	38番	鎌	田	右	よ	
39番	菊	池	広	志	40番	野	呂	泰	喜	
41番	杉	浦		洋	42番	千	賀	武	由	
43番	目	時	睦	男	44番	田	高	利	美	
45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清	
47番	柏	谷		均	48番	工	藤	清	四	
49番	服	部	清	三	郎	50番	杉	本	清	記
51番	慶	長	德	造	52番	佐	藤		司	
54番	牛	滝	春	夫	55番	本	間	千	佳	
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智	十	
58番	斉	藤	孝	昭	60番	富	岡		修	
61番	川	端	澄	男	62番	宮	下	順	一	

欠席議員（4人）

23番	千	船		司	25番	東	谷	正	司
53番	工	藤	直	義	59番	中	村	正	志

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	杉山	重一	代表委員	菊池	十川夫
総務部長	齋藤	純	監査委員	佐藤	忠美
総務部 総務部長	西堀	敏夫	総務調整	渡邊	悟
総務部 出納室長	高橋	勉	企画部長	名久井	耕一
民生部長	佐藤	純一	保健福祉長	成田	豊
経済部長	宮下	孝信	建設部長	新谷	加水
教育部長	小川	照久	教委事務	遠藤	雪夫
公企業局 営長	千船	藤四郎	監査委員	近原	芳栄
総務部長	阿部	昇	企画調整	佐藤	節雄
民生部長	佐々木	順	保福次	村川	修司
保福副 社理福	奥島	慎一	農委事務	下山	益雄
保健部長	福島	利久	企画部長	鈴木	克郎
企画課 部長	佐藤	吉男	企政課	伴	邦雄
民生部 年金長	船澤	桂逸	建設課	鴨澤	信幸
川舎所 内長	吉田	真	大庁舎	澁田	剛
脇野所 沢長			総務課		
総務部 係長			総務政		
総務課 係長			総務政		

事務局職員出席者

事務局 長	小島	昭夫	次長	高田	文明
総括主 幹	工藤	昌志	主幹	柳田	明諭

庶務係長 金澤寿々子
調査係査査 青山 諭
議事係任 葛西 信弘

庶務係査査 濱村勝義
主任主査 赤石奈穂子
議事係任

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は52人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第34 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第1号

○議長(宮下順一郎) 日程第1 議案第1号 むつ市副市長定数条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第2号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 議案第2号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第3号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 議案第3号 水防法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第4号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第4 議案第4号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 議案第4号について質疑させていただきます。

最初2点ほどお聞きしたいのですが、その前に、この議案は、私の理解がちょっと間違っていれば理事者の方で修正してもらいたいのですが、去年の9月定例会に同じような議案が出されたというふうに記憶してあるのです。その9月の議案はむつ市地域生活支援事業利用料条例ということで、ほとんど同じなのでありますが、この議案を今回の議案第4号で修正したというふうに私の方で理解しております。もしそうであるならば、なぜこのように9月に条例をつくって、すぐ今の3月で変えるような、そういうものになったのかという背景をお聞きしたいなということでもあります。

そして、もう一点目ではありますが、この条例の

中の第2条の中に(1)から(5)までであるのですが、現在利用している人が何人くらいこの(2)から(5)に該当するのかという、人数をちょっとお聞きしたい。というのは、そういう方が今回の条例によってかなり負担が軽減されると。私は、前回9月に出されたときに、なるべく負担はするべきではないという立場で発言したものですから、この条例は軽減する条例で大変いい条例だというふうに理解しているのですが、そういう意味で、どの程度の方がこの恩恵にあずかるのかというのをまず最初に確認させていただきたいと思えます。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) それでは、お答えいたします。

まず、1点目のむつ市議会第189回定例会、9月定例会、これで提案した条例と今回の条例は修正した議案なのかというお話でございますが、今回条例としてご提案申し上げたものは、国の改善策に基づく施策ということで、市においてもこの改善策を踏襲するといえますか、この改善策、軽減策に準ずるといふことでの条例提案でございます。

まず、本施策の部分ですけれども、2カ年の改善策ということで国から示されたものでありまして、それに準じて改正すると。そして、より改善策を明確にするために時限法として今回別枠で特例条例を制定するということでございます。したがって、やり方としては議員お話しのとおり、先般のむつ市議会第189回定例会でご提案申し上げました条例を改正する方法もございませぬけれども、今申し上げましたように、改善策をより明確にするということと、さらにまた2カ年の軽減策としての期限つきであることから特例条例としたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、2点目の条例第2条の2号から5号までの利用者の人数と影響分ということでございますが、まず2号の部分では、これは昨年の10月からスタートしてございますので、あくまでも昨年の10月から2月末までの実績ということでご理解をいただきたいと存じます。

まず、2号の部分では65名の方が対象となっております。今回の特例条例で3名の方が影響を受けるといふこととなります。それから、第3号では、21名の方が利用者人数ということとなります。そのうち1名の方が影響を受けるといふことでございます。それから、4号については27名の方が利用者人数ということとなります。そして、5名の方が影響を受けるものといふふうに見込んでおります。それから、第5号につきましても9名の方が利用者人数ということとなります。影響の部分は出てまいりませぬ。したがって、トータルで申し上げますと、利用者人数で122名、そして影響を受ける方は9名といふふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 20番。

○20番(横垣成年) 今の説明で、9名の方がこの法律によって大分軽減されたということでありまして、私としては、それこそ122名の方がもっと楽になるような形のものに今後なればよいといふふうに思っております。

最初の説明で、なぜこのような軽減がなされるようになったかというのをお聞きして、国の改善策という言葉、一言で言われたのでありますけれども、私が聞きたいのは、なぜ国の改善策がこうも、それこそ1年もたたないうちになされたのかという背景を聞きたかったのであります。当然国の改善策でこのようになったというのはわかるので、なぜ国がそういうことをしなくてはいけなくなったのかというのを私は聞きたかった。まずそ

こを聞かないことには、世の中何がきっかけで動いているのかわからない。国が右に行けと言ったから右に行く、左に行けと言ったから左に行くというふうな説明だと、なぜ国が右に行けと言ったのかというのがわからないのであります。ですから、私がお聞きしたいのは、国の改善策というのがなぜなされたのかと。普通法律という、こんな半年ぐらいで変わるものではないと思うのです。ですから、なぜそのような国の改善策が起こったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

国の改善策の背景ということでございますが、今回国の改善策に準じまして、特例措置ということで私どもも国の施策に準じて改正することでございます。県内各市の状況を見ますと、やはりこの改善策を講じない市もございます。また、私どもと同じように改善策を講じる市もございますけれども、私どもはあくまでもそういう改善策が示されたものですので、国に準じて特例条例を新たに制定することでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

国の改善策の背景ということですが、その辺はちょっと私どもも答えられない部分がございますけれども、まず障害者自立支援法で定める法定給付に準じた原則 1 割の自己負担ということが出てまいりまして、その障害者自立支援法が施行されたことから、低所得者に配慮した軽減策はもう既に講じているわけなのですけれども、さらに国におきまして、昨年実施した障害福祉サービス利用の実態調査、この結果を踏まえまして、さらなる改善策を講じたものと、このように認識いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 政府の方で去年の4月にこの

障害者自立支援法を実施して、その後いろんな調査をして、やっぱり1割負担とかというのがかなり障害というか、問題になっているということが背景になってこのような改善策をとるようになったという説明であります。その点については、私も多分そうであろうというふうに思うし、実際この1割負担によって施設から退所が相次いでいるというデータもあるようであります。今後ともそういう住民の福祉サービス……

○議長（宮下順一郎） 質疑でありますので、簡潔に質疑を続けてください。

○20番（横垣成年） 話を折られると、次に言おうとすることをすぐ忘れてしまうのであります。そういうふういきちと国民が理解をするような施策をするという方向で今後私は世の中が動くものだろうとは思いますが、私は9月定例会で、国の言いなりの福祉政策は杉山市長にはとるべきでないということ、そういう感じでかなり言っておるのであります。こういう改善策については、それこそ言いなりという表現は悪いのであります。ただちに実行していただいて、大変ありがたく感じております。ぜひともそういういい施策はただちに実行するようお願いして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第5号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。42番千賀武由議員。

(42番 千賀武由議員登壇)

○42番(千賀武由) 議案第5号につきまして、簡単にご質疑を申し上げます。

まず、聞きたいのは、4月からの勤務時間帯はどのようになるかということが1点でございます。

次に、職員の出勤簿について伺いたいと思います。本庁、各分庁舎、出先機関等で出勤簿は使用されているのか、使用されていないのかお聞きをしたいです。それで、使用していない場合は、その理由は何なのか、それをまずお聞かせください。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) まず、4月からの勤務時間帯についてお答えいたします。

この改正によりましても、勤務の時間帯は変わりません。8時半までに出勤しまして、5時15分以降に退庁すると。何ら4月以降も変わりございません。

それから、出勤簿の件についてでございます。旧むつ市の場合は、当初から朝の「おはようございます」が出勤のあかしでございます。帰りにつきましては、5時15分以降の「お先します」が退庁のあかしでございます。ほかの市町村は、ところによってはタイムカードがあるようでございますけれども、タイムカードがなくても市の職員は、その勤務時間に出勤しまして、5時15分以降に退庁いたしておりますので、何ら支障ございません。

それから、そのほかに保育所の保育士につきましては、県の会検等がございまして、その書類の提出が義務づけられておりますので、その部分につきましては出勤簿をつくってございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 42番。

○42番(千賀武由) 勤務時間帯は了承しましたけれども、出勤簿がないということは、遅刻者、そ

こあたりの管理はどうなっているのか。早退簿とか欠勤簿、そういうのに記入はしていると思えますけれども。また、先ほど総務部長から出ましたタイムカード。タイムカードを導入したからといって私は完全に防げるものとは思いませんけれども、そういう導入も考えてみて、きちとした体制で臨まなければならないと思うのですが、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 各課には、部長なり課長等がいますので、その中で、出勤しまして、課長に朝の「おはようございます」をしない職員は恐らくいないと思いますので、それが出勤のあかしと、そう理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 42番。

○42番(千賀武由) それでは、私たちも市民も納得しないと思います。やっぱりそういうただ「おはよう」で出勤のあかしでは、ちょっとなれ合いで。といいますのは、本庁も各分庁舎も立派な職員ばかり私はいると思いますけれども、中には管理職でさえ遅刻を通常としている職員もいると聞いております。そういうことを打破するためにも、職員の資質向上、そして規律徹底のためにもぜひ、タイムレコーダー等でも導入して、そういうことを考えてみてください。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) まず、出勤簿の問題ですが、私が22年前に就任して、なぜタイムレコーダーがないのか、出勤簿がないのかとただしました。タイムレコーダーについては、労働組合に提案して、猛烈な抵抗に遭って置けなかった、こういう説明を受けました。それにかわるものは何か。出勤簿は判こを押すだけなのですよ。タイムレコーダーもほかのカードを押せますけれども、しかしタイムレコーダーはセルフコントロール、自分でコ

ントロールして自分のものをきちんとやるというのが前例になっています。人の善意に依存している部分があるわけです。それにかわるものは何かということは今考えられて進めてきておるのが総務部長のお答えしたことなのでありますが、千賀議員のせっかくのご質疑でありますけれども、中にはご提言も含んでいると私は受けとめました。検討させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第6号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第7号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第7 議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第8号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第8 議案第8号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第9号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第9 議案第9号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第10号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第10 議案第10号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第11号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第11 議案第11号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第12号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第12 議案第12号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 保育所を廃止する条例につきまして、3点ばかりお尋ねいたしたいと思います。

保育所再編計画の一環として市立の柳町保育所を廃止、そして提案理由によりますと民間移譲ということになっております。そこでまず第1点は、この条例を可決、廃止後に、現在いる職員の処遇はどのような経過をたどっていくのか、それが第1点。

第2点は、現在利用している子供たちには、今までなじんでいる職員の顔ぶれと違う人が今度出てくるのかどうか。そういった意味で、児童及び保護者に対するPRといたしますか、説明といたしますか、そういったものはどういう対応をなさっていくのか。

それから、3点目は、廃止によって移譲するその民間の移譲先、その場合の移譲する際の条件はどのようなものになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) それでは、お答えいたします。

まず、1点目の職員の処遇ということでございますが、現在柳町保育所には正職員が12名勤務してございます。このうち保育士が8名でございま

す。この移譲に伴いまして、この職員は他の公立の保育所、5カ所ございますので、そちらの方に配置がえになる予定でございます。また、調理員及び技能員につきましても3名ほど勤務しておりますけれども、この職員につきましても、他の公立の保育所、あるいはまた学校等のそれぞれの部署に配置がえになるものと、このように考えてございます。

それから、2点目の児童及び保護者への説明ということでございますが、これにつきましては、保育所の民間移譲ということで、これまで保護者と父母の会、役員等に対しまして、昨年の7月から6回にわたり説明会を開催いたしまして、ご理解をいただいているところでございます。また、新年度、平成19年度に入所予定の保護者に対しましては、保育所の入所受け付けの際に、4月から公立経営から民間経営になる予定である旨を説明いたしまして、ご理解をいただいているところでございます。

また、さらには移譲後におきましては、市民への説明ということで、本議案の議決をいただいた後に市のホームページあるいは市政だより等を活用いたしましてご報告する予定であります。

そしてまた、利用している子供たちへの職員の対応ということでございますが、これにつきましては、移譲先である法人の方に、でき得る限り現在の柳町保育所で勤務している臨時的保育士並びに公立の保育所にいる臨時的保育士の雇用をお願いしているところでございます。その辺も移譲先の法人の方ではそれなりに対応するというのを伺っておりますので、ご心配はないものと、このように考えてございます。

それから、3点目の経営移譲先及び移譲の諸条件ということでございますが、経営の移譲先につきましては、学校法人太陽学園でございます。現在むつひまわり幼稚園を経営している法人でござ

います。

移譲の条件ということでございますが、まず土地、建物等のハード面から若干ご説明しますけれども、土地につきましては、当該法人において購入したいとの提案でございましたので、その意向に沿いたいと、このように考えてございます。ただ、移譲が4月1日という時間的な制約等がございますので、新年度におきまして課題等を整理しながら、新年度の早い時期に売却へと、その手続を進めてまいりたいと考えております。したがって、当面は無償貸し付けという形で進んでいくものと考えております。

また、建物につきましては、昭和42年建築の施設で、築39年を経過している施設でございます。したがって、かなり老朽化が進行してございます。このことから、移譲後の経営に不安が生じないようにするために、市において一定の改修を考えてございます。外壁、内装、あるいはまた電気設備の消防法等をクリアした全面改修とか、あるいはトイレ等を新年度において改修したいと、このように考えてございます。改修後の早い時期に無償譲渡をしたいと。したがって、建物につきましても移譲後は、改修までの間は無償貸し付けという形になるものと思います。

それから、備品等につきましては、これまで2カ所の公立保育所を移譲してございますので、それと同じ無償譲渡という形で考えてございます。

そのほか諸条件を若干申し上げますと、柳町保育所の保護者から要望があります「柳町」という名称を残してほしい、また現在同保育所で実施しております運動会とかお遊戯会等の行事等をそのまま踏襲していただきたい、あるいはまた障害児保育及び延長保育を現在実施してございますので、それらを継続していただきたいこと、さらには乳幼児保育及び一時保育についても保護者のニーズに応じて検討していただきたいということ、

さらにまた地域子育て支援センターの設置につきまして、改修後の秋をめぐりに対応していただきたいこと、これらを諸条件としてお願いしてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 現在の職員は12名配置で保育士が8名と、あとは調理の関係者が3名程度ということですが、それ以外の非常勤の人は、そうしますと単年度の、3月31日までの雇用という形になっていらっしゃるわけですね。その方々を今後民間でもぜひ活用してほしいとお願いしていると。そういった流れを強く出していかなければ、子供たちはやっぱり戸惑いを感じると思います。大人は理解すると思いますが、子供はなかなか理解できにくい部分があると思いますので、そういう形は推進していただきたいと。

そこで、この現在の12名の中には定年を迎える方はいらっしゃるのですか。それから、今回のこういうふうな民間移譲に伴って、勤奨でも受けて、やめて民間の方へ行きたいというふうな方はなかったのかどうか、第1点はそれをお伺いしたいと思います。

それから、かなり保護者への説明をなさっているようであります。そこで、現在この保育所には何名いらっしゃるのですか。そして、来年度の入所見込みがどの程度になっているのか。経験豊かな移譲先のようにありますので、将来的にはこのむつひまわり幼稚園と保育所のいわゆる幼保一元化というようなものも考えているのかどうか。

それから、できるだけ建物はきれいにして譲渡するということですが、やはり42年というと相当古い建物です。これ新年度予算で措置をしてやるのか、現在の補正予算で措置をするのか、その辺もあわせてひとつお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

まず、1点目の12名の正職員の中に定年等があるかということのお尋ねですけれども、ございません。

それから、2点目の現在の定員ということですが、まず4月1日の見込みで申し上げたいと思うのですが、現在77名の予定でございます。現在の定員につきましては90名です。

それから、3点目の幼保一元化のお尋ねでございますけれども、移譲先の法人におきましては、その辺も視野に入れた、今の新しい認定こども園、これらの構想も描いている部分があるように伺っていました。

それから、4点目の改修費用でございますが、これは新年度予算の方に計上してございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 同議案について質疑させていただきます。ダブっているところは割愛させていただきます。

職員の中の臨時職員についてでございますが、先ほどの説明ですと、なるべく新しい法人の方に引き継ぐように努力するという説明ではありましたが、なるべくそういう立場で努力してもらいたいです。

さて、問題になるのが、また一つあると思うのですが、今正職員の保育士8人が、公立で残っている施設に異動になるということでございます。その異動になった施設は、当然今それなりの人数がいて対応していると思うのです。そこで定年で退職される方がいれば別でございますが、そういう方がいないところに8人が異動になると、当然人

があふれると。そうなった場合に、そこにもし臨時職員がいれば、真っ先に臨時職員がカットされるのではないかなというふうに思いまして、そこら辺はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。私は、できれば臨時職員はきちっとやめさせないような努力をするべきだと思うのですが。

次に、もう一点でございますが、今現在柳町保育所は障害児保育をやっていると思います。この障害児保育は、今後とも民間移譲されても続けてもらえるものなのかどうかという、この2点、よろしくお願いします。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

先ほどの柴田議員にもお答えしてございますけれども、まず1点目の臨時職員の処遇ということでございますが、議員おっしゃるとおり、正職員が柳町保育所から別の部署の方に回りますと、その分当然臨時職員への影響は出てまいります。ただ、その辺も含めまして、現在の柳町保育所も含めまして、他の公立保育所の臨時職員についても、あわせて移譲先の法人に雇用していただけるようお願いしてまいっております。

それから、2点目の障害児保育につきましては、先ほども柴田議員にお答えしたとおり、継続して実施していただくようお願いしてまいるということでございます。

以上です。

○議長(宮下順一郎) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第13号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第13 議案第13号
むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第14号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議案第14号
むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務常任委員会に付託いたします。

議案第15号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 議案第15号
下北地域広域行政事務組合規約の変更についてを
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務常任委員会に付託いたします。

議案第16号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第16 議案第16号
人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を
求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており

ます議案第16号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第16号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第17 議案第17号
平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といた
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、順次発言を許可します。まず、18番柴田
峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 後で通告されている方があり
ますので、重複する部分があるかもしれませんが、
その点をご了解いただきたいと思います。

まず第1点は、総務費、人事管理費の中の退職
手当債による財源更正の関係でございます。これ
は、一部事務組合に特別負担金を出しているわけ
であります。この財源更正だけ見ると、本年度
の負担は増加する見込みがないかどうか、その
辺を伺いたい。

それから、もう一点は、今回の3月31日をもっ
て勸奨退職者が何名出ているのか、あるいは定年
で何名あるのか、その他の退職などがあるのかど
うか、それをお聞きしたいと思います。

次に、諸収入の関係、雑入ですが、予算がずっと、何遍も専決処分も入りまして、雑入の不足額について私なりに精査してみましたら24億3,926万7,000円程度ということですので、その金額に間違いがないかどうかということでお伺いしたいと思います。

それから、次は市税全体につきまして、まず個人の現年課税分が1,900万円、決算で下がっているということなのです。これは、後で議案第22号でも触れるわけですが、当初の徴収見込みが現実には課税した結果においてこれだけ下がったのかどうか、その辺。

それから、固定資産税も土地と家屋を合わせまして6,600万円という大きな減額になっていますが、評価が過大だったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、たばこ税、都市計画税、これがどういう形で見込みの減少になったのかお伺いしたいと思います。

それから、地方交付税につきましては、まず12月の特別交付税が幾らだったのか。それから、2月に追加交付があったようなのですが、大体追加交付と言え、当初の算定に調整率を掛けて、そしてその残り分を財政需要を見て追加交付するという流れのようなのですが、新聞等の情報によりますと、やっぱり障害福祉とかそういったものも特別交付金に回した分野もあるだろうと思うのです。その追加交付はどういう状況になっているのか。

それと、ことは異常に雪が少ないです。市長は喜んでおられます。当初からの念願で、雪がなければいいと市長は答弁したこともあるわけですから。その願いとは裏腹に、ここ二、三日、また降ってきました。けさは除雪が動いていますが、この特別交付税の算定に、雪がなければ増額の見込みはないのではないかとお伺いしたいと思いますが、そ

の辺、3月交付はどういう見込みになるのかお伺いしたいと思います。

それから、民生費の関係、県の負担金で障害者自立支援にかかわる負担金が出まして、6,100万円に及び収入増になりまして、財源更正が行われておりますが、先ほどの生活安定支援を見ましても、122名のうちごく限られたものだけなわけです。これだけ多額の負担金が入ってきて、年度当初、当然これ入ってくるべき金なわけですが、年度の途中で入ったという立場からすれば、実際支出がなければ来年度の会計で返還ということは、これはあり得るわけです。そういった状況が起きないのかどうか。これは、単に今財源更正して喜んでおられるわけにはいかない財源ではないかと思うのですが、その辺お伺いしたいと思います。

それから、保健衛生総務費につきましては、下北医療センターへの負担金が2,000万円減になっていますが、どういう内容で減額になったのか。

それから、公営企業への繰り出しとしてむつ総合病院に3,523万円、むつりハビリテーション病院に4,103万3,000円追加していますが、これは貸し付けという形なのか、それとも何かの設備に投資に出すのか、繰り出しの内容をひとつ教えていただきたいと思っております。

それから、公共施設整備基金に日本原子力発電株式会社からの3億円をのせていますが、それに関連しまして、この公共施設整備基金の中に、今年度脇野沢庁舎に関する部分として、昨年積み立てた分が繰り入れになっているわけですが、そこでその繰り入れたものの中で旧庁舎の取り壊しを行っているわけです。先般の開会当日、その前にも私は見たのですが、旧役場庁舎の前に取り壊しの工事の案内板が立っておりまして、それが1月31日に工事完了という形なのです。どうも2月に入っても工事が続行しているという状況で、これはどういうことかと思って、情報公開されている

部屋へ行きまして、契約の中身を見せていただいたのです。そうしますと、これ5社指名しまして4,290万円の予定額に対して4,074万円でY業者が落札したわけです。その後階段部分のアスベストと油タンクの関係で722万6,100円という変更契約を結んでいます。

そこで問題なのは、合併前の脇野沢の公民館を解体する際も入札をして、その後にアスベストがあるということで900万円追加した経過があるわけです。今回もそういった前提に立てば、アスベストは事前に調査をしたうえで当然入札すべきだと私は思うのです。それが後で出てきましたということなのです。これは県の調査ももちろんあると思うのですが、このふえた部分を、いわゆる移転補償の中で県に追加要望する考えがないかどうかということなのです。私は、絶対これは要望して県の方からもらうべきだと思うのです。そうすると財源が豊かになりますから。それでなくても金がかかって財源が苦しいわけですから、その辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 総務部にかかわる部分につきましてお答えいたします。

まず、平成18年度の定年あるいは勸奨の人員についてお話ししたいと思います。定年につきましては17名、それから勸奨、その他途中でやめている者を含めまして15名、総数で32名が平成19年3月31日で退職いたします。

それから、脇野沢庁舎の解体の件でございます。工事が始まる前にもアスベストが若干あるというのは確認してございました。実際それが工事に入りましたら、その当初予定していたよりはるかにアスベストの量が多かったということで、追加で変更契約せざるを得ませんでした。それから、さらに旧庁舎の油の流出が出てまいりました。これ

も設計段階では当初見込んでいなかったものから、その分につきましても追加してございます。これらは、あくまでも予想されなかった、当初見込んでいなかったもので、今議員から要請があったわけですので、県ともこの部分をこれからでも協議して、移転補償の中に組み込んでいただけるのかどうか、その辺を協議させていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 続きまして、市税の減額補正ということでお答えしたいと思います。

まず、市民税の1,900万円につきましては、給与所得者の総見込額を、当初前年見込額の0.5%と見込んでおりました。実際6月にふたをあけてみましたところ3.2ポイントと大幅に1,900万円ほど下がった見込み違いでございます。

続きまして、固定資産税につきましては、平成18年度は評価替えの年でありました。評価替えの段階で評価見込みとして、3年に1度の評価替えですが、思っていた見込みよりも土地の場合には1,100万円、評価替えの算定の誤差ということで見込み違いでございます。

それから、家屋につきましては、少し専門的言葉になるかとも思うのですが、総評価見込みの段階で減点補正率が見込まれておりませんでした。これも見込み違いというところで、少し大きい額でございますが、当初予定していなかったということでございます。

それから、たばこ税につきましては、昨年1本1円という増税で3,800万円ほど増税はあったのですが、たばこの消費量が思っていた予定よりも減になったというところで1,700万円の見込み違いということでございます。

都市計画税の900万円の減額補正につきましては、固定資産税と同様の理由というところでござ

います。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、企画部にかかわる部分についてお答え申し上げます。

まず、雑入の歳入不足額でございますが、今回の補正予算での歳入不足額はマイナスの3,655万8,000円ということでありまして、単年度では歳入不足額ということで申しますと、マイナス4,800万9,000円となります。逆に言えばプラスということになります。単年度収支が黒字の決算と、今の時点ではそういう見込みになっております。累積赤字額といたしましては、今の時点で計算しますと24億4,016万8,000円、繰上充用額、今までの分では24億8,817万7,000円ですので、これ差し引きしまして4,800万9,000円、これはプラスの要因ということでございます。この前の時点までで1,145万1,000円の黒字状態ということで、これも合わせましての黒字の額と。今のままいきますと、単年度で若干黒字ということでございますが、これから先まだ不透明な部分がございますので、それはご理解いただきたいと思っております。

それから、地方交付税でございますが、昨年7月に普通交付税の決定がございましたが、地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を国の方で超えたということでございまして、調整率を乗じて、減額した額をもって決定額とされたところでございます。今回の国の補正予算によって地方交付税の総額が増加されましたので、その減額分が復活したのでございますけれども、その分を含めましても、なお当初計上額よりは少ないかと思っております。当初計上額、私どもの予算の計上額よりも少ないと。ふえたのですけれども、当初予算よりも少ない額といったことでございます。その普通交付税の決定額との差額分を補正したものでございますので、それで予算書を見ればマイナ

スと。当初決定額は来ていますけれども、それよりプラスで来ていますけれども、予算上の額よりはマイナスになっているといったこととございまして、その分を補正したということとでございます。

それから、特別交付税につきましては、まだ3月交付分がわかりません。確定したことはわかりませんので、この中にはそのまま、当初予算のままの数字で入っております。普通交付税は当初88億5,053万4,000円ということで決定額がありましたけれども、調整後に3,519万円、これがプラスで追加された分でございます。合わせて88億8,572万4,000円と。これに対して今の分、2,427万6,000円が低いということでの補正となります。

それから、特別交付税の12月の交付分では、6億2,401万円ということでございまして、3月に約10億円ぐらを一応見込んでございます。これは間もなく通知が来ると思いますが、そうすると約10億2,600万円前後と。約16億5,000万円ぐらを見ておりまして、これを合わせますと、昨年とほとんど交付税そのものは変わらないぐらいの額ではないかなと予想しております。

それから、むつ総合病院の負担金でございますけれども、第4款下北医療センターの負担金、マイナスの2,061万6,000円でございますが、これは事業本部の運営費の決算見込みによる減額補正でございまして、主な内容といたしましては、事業本部長及び副本部長を置かないこと等によるものでございます。

第13款のむつ総合病院負担金は3,523万円の増額というところでございますが、通常の病院事業に対する一般会計の負担金を決算見込みにより増額するものでありまして、主な理由といたしましては、救急医療確保に要する経費及び精神病棟の運営に要する経費がふえるためでございます。

それから、公営企業への繰り出し7,626万3,000円でございますけれども、これはむつり八

ピリテーション病院に対する4,103万3,000円、これは平成17年度の決算の確定による赤字補てん分3,458万4,000円のほか、決算見込みによる本年度の負担金の増額分として644万9,000円がここに追加されておりまして、これ合わせて7,626万3,000円ということでございます。

それから、退職手当債についてでございますけれども、これは団塊世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加ということで、これに対処するためのものがございます、今後の総人件費削減を進めるための10年間の特例措置として、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の発行ということでございます。この発行のための条件といたしましては、平年度ベースを上回る退職手当額がある団体で定員人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体で、発行額は平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内ということでございます。当市の場合、これに基づきまして退職手当組合特別負担金分ということがございますので、これは議員仰せのと通りの負担金ということで、そのために借り入れするものがございます。なお、これについての交付税措置はございません。ということをご理解いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、ご説明いたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、保健福祉部にかかわる歳出の第3款民生費の障害福祉費の財源更正の関係でございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴いまして、昨年10月から国、県、市の負担割合が変更となったものがございます。これまでの国2分の1、市2分の1の負担割合が10月から県の負担割合が発生しまして、国は従来どおり2分の1で変更ございませんが、県が4分の1、そして市が4分の1というふう

に変更となりまして、市の負担分を減額したということでございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そうしますと、まず総務部長に、退職者が32名ということですが、退職金は総額でおおよそどの程度になるか、概算で結構です。

それから、庁舎のアスベストの件につきましては、前にも私は脇野沢村の時代でも話していただいて、その途中で合併になってしまったわけです。ですから、事務の引き継ぎがないままに来て、今回の庁舎の場合も、その建築するときは私が役場の方へ総務課長とかわって庁舎を建築したときですので、よくわかっているわけです。あの時代は、鉄骨を被覆するためには必ずアスベストをやらなければ法律的に通らなかったわけです。ですから、一部だけでなく、当然当初入札前にももう少し調べればはっきりわかった形だろうと思うのです。それは、県の方も調査の段階で手落ちがあったのではないかと思いますので、強力にひとつそのふえた部分についての補償の上積みを経営的に要請していただきたいと、こう思っています。その辺のお考えを伺いたいと思っております。

税につきましては、税務調整監が非常に苦労なさっておることを私は評価いたしてありまして、そういった意味で、税の見積もり違いなどがあっても、私はそのことは特に申し上げません。ただ徴収率のアップがやはり市税の懐をよくするわけで、特に地方分権の時代で市税の方に比重が置かれたとすれば、この市税に対する徴収というものが非常に今後重要な役割を占めてくると、私はそう思っているわけです。

それと関連しまして、来年の7月からシフトが変わりますね。それで、確かに広報などが、あるいは税務署も盛んにチラシを流していますが、いまひとつ住民に浸透していないようなのです。

今特に申告の時期に当たっているわけですが、私はこのPRはもうちょっとしなければ、7月にはパニックが起きるのではないかと考えておりますので、その辺のところのPRの方向をお伺いしたいと、こう思っています。

それから、企画部長の答弁は、これで了解しました。できるだけ特別交付税が予定どおり入るようひとつお願いしたいと、こう思っています。

保健福祉部の方は、財源更正で県の負担が入ったから返還はないだろうとは思いますが、よく民生事業というのは、翌年度に精算されますと、返還というのが出てくるもので、今すべてが一般財源振りかえという形の予算だけで、果たして来年度の途中で返還が出ないのかどうかと私は危惧の念を持っているわけです。特に福祉関係、老人でも障害でも、もう過去の例からいって、どこの市町村でも後で返還という事態を招いているというのが多いわけですから、その辺を十分注意しながらやっていただきたいと。その辺のところのお考えを伺いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 退職金につきましては、あくまでも退職組合が決定するものでございまして、まだ本人にもその額は来てございません。ただ、概算で恐らく7億円、8億円ぐらいになるのではないかと考えています。

それから、脇野沢庁舎の解体の件で再度のお尋ねということですので、県には強力に協力をお願いしたいということで推し進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいま柴田議員から、頑張っておられるというお褒めの言葉をいただきましたけれども、6月から皆様ご存じの税源移譲がいよいよ始まります。県税と市民税合わせて10%の税率ということで、今まで5%でし

たので、ざっと見積もって倍の市県民税になるということになります。今申告にいらしている方々には申告支援システムを使っていて、すぐ市税の額がわかります。その都度PRしながら、大体これぐらいになりますよというような、申告にいらした方にはお話ししておりますけれども、税務署に行っている方とか、それから青色申告なされて直接市の方と接していない方々にはなかなかわかりにくい。これまでパンフレット等議員の皆様にもお渡ししてありますので、読んでいただけたかなとは思いますが、エフエムアジュールとか、それから5月、6月の納税通知書の発送が近くなる前に、もう一度市政だより等に折り込みをしながら、さらにあらゆる手段を使って、今おっしゃいましたような市民の皆様がパニックにならないように周知を徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 負担金の返還ということにならないようにというご指摘でございますけれども、全く議員のおっしゃるとおりでございます。私どもといたしましては、これまでの実績をベースに積算をいたしまして計上いたしております。ご指摘の部分は十分頭に入れながら対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

ここで、11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 若干お尋ねいたします。

通告しておりました障害者自立支援給付費負担金についてはわかりましたので、省かせていただきます。

まず、歳入の地方交付税の減額の要因についてお尋ねいたします。

○議長(宮下順一郎) 企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) お答えいたします。

これにつきましては、先ほどの柴田議員にもお答えいたしましたけれども、当初2,427万6,000円の減額でございましたけれども、実際の当初の交付税予算計上額が普通交付税で89億1,000万円見えておりました。これに対しまして、国の方が最初に決定してよこした額が88億5,053万4,000円、それに対して調整額としてさらに復活した分が3,519万円、これを合わせますと88億8,572万4,000円になります。それで、先ほど申し上げました当初の89億1,000万円から、これを差し引きいたしますとマイナス2,427万6,000円。実際は、最初に決定されたものよりも多く来ましたが、トータルといたしましては、当初予算を計上した額よりも2,427万6,000円減額と。ただ、特別交付税の方は今当初予算計上したままの状態でありまして、3月中旬になりますと、これも確定しますけれども、それまではまだ補正はできませんので、そのままと。よって、普通交付税分の減額というよりも当初予算との差額分がこの減額分ということになります。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 21番。

○21番(工藤孝夫) 2点目に地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金についてであります。空間整備だとか空間推進という聞きなれない用語のついた交付金でありますけれども、一つには、この交付金による事業には

さまざまな制約があるのだというふうに聞いておりますが、その制約というものはどういうものなのか。

二つ目に、市内施設でこの交付金の対象となる施設は幾つあるのか。また、この交付金は時限立法的なものであるのかどうか、あわせてご答弁願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 工藤孝夫議員、質疑の場合は一括質疑、一括答弁ということでございます。

ですから、先ほどの交付税の問題とただいまの部分、1回目にご質疑をさせていただくのが本来の形でございます。ただ、今回通告を受けておりましたので、その部分につきましては許可をいたしまして、2回目の質疑ということで、新たな質疑ということで答弁をさせますので、その点は今後ご留意のほどお願いいたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

まず、1点目の交付金による制約ということのお話ですけれども、これにつきましては、交付金の目的ということで補助金資料が参考資料として添付されてございます。この補助金資料の目的に合致したものであれば、当然その対象となるものでございます。

それから、2点目の市内施設で対象となる施設があるか、そしてまた時限立法かということですが、ただいま申し上げましたように、この交付金の趣旨に合致すれば、当然その希望する法人等が出てまいりますと、市を経由して、県、国の方へ申請するという流れになるものでございます。この交付金につきましては、来年度以降も予定されております。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 21番。

○21番(工藤孝夫) 希望する法人があって、目的

に合致すれば対象になるということでありましたけれども、今回の対象となった施設以外が申請しなかったというのは、何か特別な理由でもあるのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

実は、この交付金の希望を昨年6月に各法人の方に施設整備の希望ということで調査をいたしました。その結果、3法人の方から希望があるということで申請がございましたけれども、その後1法人が来年度、平成19年度に事業をやりたいということでございましたので、議案の参考資料にございますように、今年度は2法人のみが採択になったということでございます。いずれにしましても、各法人の方にはそういう希望があるかないかということは調査いたしました結果でございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、10番濱田栄子議員。

（10番 濱田栄子議員登壇）

○10番（濱田栄子） 議案第17号に3点ほど通告しましたが、1点目の下北医療センターの負担金と2点目の除雪については、柴田議員と重複しますので、省略いたします。

3点目の地方債についてお尋ねいたします。資料の最後の方ですけれども、17ページの今年度新たに発生した起債はおよそ17億3,000万円でございます。償還は約34億円となっております、元金は約16億8,000万円減でございます。そして、現在は起債残は343億円となっておりますが、年度末も近く、今年度中はもう新たな起債はないと思っております、そこをお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 地方債についてのお尋ねでございますけれども、今仰せのとおり、償還分

がごときは借り入れ分よりも多いので、傾向とすればいい傾向ですけれども、事業がまだ確定しておりません。ただ、これから先はよほどの災害でもない限り急な起債もありませんので、このままふえるということはないと思います。また、これによって実質公債費比率も昨年度は21.7%ですけれども、20%台ぐらいまでいくのではないかなというように今予想を立てております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、58番齊藤孝昭議員。

（58番 齊藤孝昭議員登壇）

○58番（齊藤孝昭） 2項目にわたってお尋ねします。

まず最初は、職員の退職金を借金することについてです。先ほど総務部長からは、退職金の総額がわからないということでありましたが、退職金の総額がわからないのに8,000万円という額を決定した理由を教えてください。

次に、むつ市地域介護・福祉空間整備等交付金及び事業費補助金についてです。この交付金事業費補助金の内容を説明願います。

また、地域における公的介護施設等の計画的な整備に関する基本方針の内容もあわせて説明をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

退職手当債でございますけれども、これは先ほどもお答え申し上げました。今ちょうど団塊の世代が退職するということで、退職金を支払うのに非常に困っていると。逼迫した状況でございます、これは県内でも、旧3市を除きますと、みんなそのための積み立てをしているわけでございます。ただ、その積み立てしている分がむつ市の分で足りない分がございまして、その足りない分を

今この負担金ということで払うのですけれども、大きい額でございますから、退職手当債を起こして、それで補っていくといったようなことございます。結局は一般財源を使わないで、そちらの方で補っていくためのことで、これによって財政的には非常に楽になるといったようなことございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 交付金の内容及び基本方針に対する内容ということのお尋ねでございますが、一括でちょっとお答えを申し上げます。よろしくお願いいたしますと存じます。

まず、この交付金の目的につきましては、先ほどもお答え申し上げたのですけれども、議案第17号の参考資料の方に述べてあるとおりです。つまりこの根拠なのですけれども、これは国の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律と、それから地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定に基づいた交付金ということでございます。この交付金は、あくまでも国の採択を受けまして、市の会計を通してそのまま法人の方へ補助するという補助金でございます。

この内容につきましては、まず対象としては市町村の介護保険事業計画との調和が保たれており、かつその範囲内での面的な整備等について、生活圈域ごとに整備されるものであることという対象の内容ということでお答え申し上げて、大体今のお尋ねのお答えにさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 退職手当債については、総額がわからないのに何で借金する額だけわかるのですかと聞いたのに対して答えてもらえませんでしたので、もう一度企画部長にお聞きいたします。

あわせて市長にお伺いしますが、結局は将来の税金にこの借金がかぶってくるわけですけれども、退職金という特別な金額を将来の税金に影響するということは慎むべきと私は考えていますけれども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

先ほどの地域介護・福祉空間整備等交付金については、保健福祉部長が言っているのはよくわかりますが、先ほどの前の議員への答弁では、法人格を持ったところにだけ公募したという話ですが、たしかこれは個人にもそういう公募の資格があるというふうに聞いていたのですが、それをやらなかったのはなぜか、お伺いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 事務方でない私に退職金の払い方を教えると、こう言われましても、実は困るのですが、退職金については支払基金をつかって、そこに毎年積み立てをしていっています。それは、退職者が想定以上にふえたということもあります。そういうことで、積み立てをするための金を用意するというような意味合いがございますので、それについてのシステムを少し詳しく説明させます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 平成19年3月31日に退職する者の人数は、先ほど柴田議員に32名とお話ししまして、その退職金も恐らく7億円から8億円かかるだろうとお答えいたしました。というのは、退職手当組合の退職金は、あくまでも個人にその金額が行くものですから、総体では、先ほど言いましたように、大体7億円から8億円ぐらいかかるだろうということの想定を申し上げました。というのは、団塊の世代が2007年から始まって2010年度で終わるだろうと、そうされています。むつ市をそれに当てはめてみますと、むつ市の場合にはそうはまいりません。2013年度、平成25年ま

です。毎年大体30名から40名の職員が退職してまいります。そのために、先ほど来言っています、恐らく毎年7億円から8億円の退職金が出てくるだろうと。そうなりますと、現時点では退職手当組合に退職手当債を使ってやっていかないと、市としてはいきなり7億円も8億円も出してくださいと言われてもできないということで、こういう取り扱いになります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

地域介護・福祉空間整備等交付金の関係で、個人が対象になるのかというお尋ねですけれども、この国からの交付要綱を見ますと、交付の対象としては市町村が実施する施設等整備事業、または民間事業者が実施する施設等整備事業ということになってございます。したがって、民間事業ということで団体ということで解釈いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 退職手当債についてはよくわかりました。借金して積み立てるということですよ。退職手当についてはいいです。

地域介護・福祉空間整備のことについては、今現在この2団体に交付するということになっていきますけれども、桜木会が大湊新町に建設中の場所に、たしかこれ交付されるようになるというふうに聞いていますが、この議会が通った後に即交付されるのか、それとも建物が全部完成したのを確認してから交付されるのか、それを最後にお聞きします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 交付の時期でございますが、これは年度内の完成、当然年度内の事業ということでの対象ということですので、完成

してから交付ということになります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 重複するところは割愛させていただきます。

まず、第1点目であります。この補正予算の4ページに債務負担行為補正ということで、宮後、名子、永下、金谷沢牧野、宮後ふれあい牧場指定管理料が、平成19年から平成21年までで7,398万円を設定しております。ここで聞きしたいのでありますが、さきの12月定例会では産業経済常任委員会委員長報告で、「農事組合法人」、これはこのことを指しているのですが、「農事組合法人の構成員については若干の疑義があり、理事者側から、協定書の締結時には善処していくとの答弁がありました」という報告でありまして、当然これはもう協定書を締結したからこういう債務負担行為を設定しているのだと思います。ですので、まずこの委員長報告のとおり善処してあるのかどうかというのを最初にお聞きしたいと思います。

次に、14ページであります。下北地域広域行政事務組合負担金がじん芥処理費ということで、補正額1億600万円減額されておまして、これはなぜそうなのかというのを聞きたい。

次に、15ページであります。上の方に土木費、道路橋りょう費のところ街路灯管理費ということで480万円。私のイメージだと、街路灯ということこんなにするわけないなというふうに思っておりまして、どの部分の管理費なのかをお聞かせ願いたい。

最後の方になります。同じ15ページの下の方でむつりハビリテーション病院の方に4,100万円ということで負担金が発生しておまして、これ

前の議員にもお答えになったので、それなりの問題はわかったのですが、この負担金というのは平成18年度で終わりなのかどうかというのをお聞きしたいと思います。当然平成19年度、平成20年度とずっとあるのでありますが、これからもこういうふうな負担というのはやるものなのかどうか。

以上、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 指定管理者との協定はまだ締結してございません。現在締結の事務の途中でございます。ただ、昨年12月に開会されましたむつ市議会第190回定例会の議案第84号、今回の指定管理者についての産業経済常任委員長報告を横垣議員も述べられましたが、農事組合法人の構成員について若干の疑義があるということで、協定書の締結時には委員会でもいただいた助言が形としてあらわせる方向で農事組合法人みなみ農園開発が現在事務手続を進めておると伺ってございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

下北地域広域行政事務組合の1億円の減でございますけれども、これは汚泥再生処理センターの建設事業に対する国の補助金を4割減で見えておりましたが、三位一体による国庫負担金削減の影響等、これがございます。減額交付となったことで総体的にむつ市負担分として約6,900万円の負担金が減となったこと、これがまず一つです。それから、もう一つは、試験運転を始めている汚泥再生処理センターの運転経費が決算見込みで約3,700万円残るといようなことが見込まれるということで減額した、これを合わせたものでございます。

また、むつりハピリテーション病院に対する

4,103万3,000円でございますけれども、これは平成17年度の決算の確定による赤字の補てん分ということと、それから決算見込みによる今年度の負担金の増額分ということでございまして、基本的に赤字が発生した場合、一般会計からの補助がずっと必要ということで、これは出しているものでございますので、今後もこの補てん措置は続くということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

街路灯の管理費といたしまして、480万円を増額することについてのお尋ねでございましたけれども、この補正は11節需用費のうち細節で申し上げますと、電気料等蛍光灯や器具等の修繕料でございます。平成18年度、市全域では街路灯の数7,971灯を管理しておりましたけれども、この分といたしまして、当初では電気料分3,267万円、修繕費用が1,998万円で、合計5,260万円を見込んで措置しておりました。しかしながら、電気料金が原油価格高騰に伴いまして、燃料費調整制度によって上昇したこと、さらには修繕料も当初の見込額を上回る決算見込みとなったことから増額補正をさせていただくものでありますので、ご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） むつりハピリテーション病院の負担は今後も続けてもらえるということで、ぜひともその立場でお願いしたいと思います。今診療報酬改定で大変な状況もあるようでありますので。

それで、1番目の質疑の中で、指定管理者の役員体制は審議中というか、手続中という、そういう答弁だったのでありますが、何か12月の段階では、すぐにでもそういう役員体制を変えるというふうな話もあったもので、もう2カ月以上たって

いるわけで、その「すぐ」が「すぐ」でないというので、なぜそういう状況になっているのか。当然締結はもう来月4月からこの債務負担行為というのですか、始まりますので、いつそういう手続が完了するのか、教えていただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 農事組合法人も4月から体制が変わるといふうなことで、預託農家、畜産農家に対してのいろいろ説明会なんかにも出てございまして、今備品の引き継ぎとか、あるいは管理体制の引き継ぎを鋭意やっている最中でございます。

また、横垣議員がおっしゃいました役員の手続に関しては、ある程度方針は先ほど申し上げましたとおり、助言の方向で進んでおりまして、今協定の前に登記役員でございますので、そちらの方の手続をすれば完了というふうなところまで来てございます。法務局等の手続もございましてというふうなことでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 議案第17号 平成18年度むつ市一般会計補正予算に対し、一部反対討論を行います。

本案には、むつ総合病院及びむつりハビリテーション病院への負担金など、命と健康にかかわる事業費及び介護福祉事業への補助金、そしてバス運行対策事業費など賛同すべき多くが含まれております。しかしながら、一方においては12月定例会でも指摘しました後期高齢者医療制度の創設にかかわっての事業費が計上されております。この制度は、後期高齢者の医療費抑制を土台としたもので、介護保険同様の年金天引き方式などで保険料を徴収され、高齢者の増大に応じて自動的に保険料が値上げされることが広く懸念されております。同時に滞納者は保険証の取り上げ、短期保険証、資格証明書が発行されるゆゆしき内容をほらみ、高齢者の実態や住民の声が反映されにくいことが危惧されている制度であります。地方自治体の本来の任務とかけ離れたもので承認できません。

もう一つは、庁舎移転整備事業寄附金の計上についてであります。これは、合併後における新むつ市政、行政にとって突如として大きな課題の一つとして種々議論がなされてきたところであり、多言を要しません。すなわち第1点は、市民や議会はマスコミ報道で初めて知り、市民の合意形成がないことであります。第2点は、世論を二分している使用済み核燃料中間貯蔵施設を建設しようとしている当の企業である日本原子力発電や東京電力に寄附を求めたことは、今後のむつ市政が原発産業のしがらみを受け続けていくことを意味するものであり、財源内容も、そして公共性の観点でも健全性においても、今後極めて大きな課題を背負ったことでもあります。日々をどう生きるか、今多くの市民はあえいでおります。福祉、医療、雇用等、市民生活救済対策にこそ力を注ぐべきであります。

以上のことを改めて指摘しつつ、討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより議案第17号 平成18年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

議案第17号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者52人、起立しない者4人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第18 議案第18号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

この国保会計の基金残高は、最新の情報でどのくらいあるのかということをお知らせしたいと思います。

次に、今全国的に国保税が高いということで、そして払えない方には短期保険証、資格証明書というのを発行するのがふえているのが社会問題にもなっておりますが、むつ市では短期保険証、資格証明書はどのくらい発行しているのかというの

をお知らせしたいと思います。

3点目であります。これは標準というか、平均でお知らせしてもらえばいいのですが、先ほど言ったように、全国的にも国保税が高いということで、どの程度高いのかがわからないので、所得280万円の方で4人家族でというふうな設定になると、このむつ市では現在国保税をどのくらい徴収しているのかということをお知らせしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答え申し上げます。

まず1点目は、国民健康保険特別会計の基金残高は最新情報でどのくらいになっているかということでありまして、まず平成17年度末の保有額、確定した額が4億9,703万1,679円でありまして、平成18年度は現在進行中でありまして、取り崩し額が大体2億6,800万円余ということになりますので、平成18年度末保有額の見込みといたしましては2億2,863万8,000円余というのが最新の状況であります。これは、まだちょっと動きます。

次に、むつ市の国保では短期保険証、それから資格証明書をどのくらい発行しているのかということですが、短期保険証につきましては、世帯ごとに交付しているわけなのですが、平成19年2月1日現在で1,143世帯、この世帯に属する被保険者は2,520人、それから次いで資格証明書も同じく平成19年2月1日現在で138世帯、世帯に属する被保険者数は200人ということになります。

それから、所得280万円の4人家族で現在保険税を幾ら徴収しているかということにつきましては、賦課徴収担当であります税務の方からお答えがあります。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） それでは、税務

の方で所管している国保税についてお答え申し上げます。

所得合計額を一応280万円の4人家族ということでございます。税の賦課につきましては、4人世帯であっても、それぞれ年齢によっても、それから家族の構成によっても税額が変わってまいりますので、とりあえず世帯主を45歳、それから妻が38歳、子供2人ということでお答えさせていただきます。

国保税の基礎部分といたしましては、所得割が20万7,233円となります。それから、平等割、1世帯当たりが3万1,600円となります。均等割は4人家族ですので、1人1万9,900円となりまして7万9,600円、国保税の方は31万8,400円になります。

それから、介護納付金、介護保険分になりますが、こちらは二つの税がありまして、所得割が3万875円、45歳ですので1人分です。それから、均等割が1人当たり8,500円、合わせて介護分が3万9,300円で、所得合計額280万円の4人家族の場合は、合計で35万7,700円となります。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第19号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第19 議案第19号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

この提案理由によりますと、議案第19号、本案は前議案と同様、医療制度改革に伴う介護保険システム改修事業費を計上しているということでありまして、私自身の認識不足なのでありましようが、医療制度改革というのは、前議案の国保だけにかかわるものだとてっきり思っておりました。介護についてはどういう部分が影響を受けているのかというのがわかりませんので、その部分をお答え願えればと思います。

それと、この介護保険の積立基金というものもあると思いますので、今現在、最新でどれくらい積み立ててあるのかお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず1点目の医療制度改革に伴う介護のかかわりというお尋ねでございますけれども、これは平成20年度に予定されております医療保険制度改革に伴いまして、介護保険においてもかかわる部分が2点ほどございます。その一つですけれども、後期高齢者医療制度が創設されることに伴いまして、後期高齢者医療の保険料、国保税及び介護保険料が特別徴収、つまり年金から天引きとされることによる介護保険事務処理システムの改修が必要なこと、それからもう一つは、高額医療費と介護の方の高額介護が合算療養費制度となるための事務処理システムの改修が必要なこと、この2点のためにシステムの改修事業費が必要だということになります。

それから、2点目の基金の最新の残高ということでございますが、端数は省略させていただきますけれども、今現在で約8,200万円ほどの残高となっております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 今の説明で大体はわかりましたが、この医療制度改革は、主に後期高齢者の医療制度をつくるということで、国保会計を75歳以上は分けるというのはわかるのです。この介護の徴収も後期高齢者の方と一緒にやるということですが、でもそのお金の仕分けは、国保の方で徴収したのは後期高齢者の方の会計にあって、そして介護で徴収したのは今までどおり介護の会計の方に納まるということでしょうか。それとも、この介護保険料自体は別に後期高齢者云々と分けるわけではないですよ。そこもちょっともう少し説明してもらいたいのですが、徴収の仕方は、とにかく75歳以上は一緒にやって、そのもらったお金を介護会計と、それこそ青森県で構成する後期高齢者の方に振り分けるというふうな考えでいいのかどうかというのをお聞きしたいと思いません。

ちょっと私もなかなか理解できなくて、介護自体は別に今までどおりのシステムで分けるということはないのでしょうかということで、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、介護、国保、これ別になるのですけれども、ただ第1号被保険者、65歳以上の方の特別徴収にかかわる部分については年金からの天引きということになっております。その辺が今の医療制度改革に伴う後期高齢者医療とのかかわりも出てまいりますので、それでその辺の介護保険事務処理システムの改修が必要になるということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第20号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第20 議案第20号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、提案理由にゼロ国債制度という表現が登場しているのであります。ちょっと私もこれは初耳でありまして、その前に「国庫債務負担行為事業、いわゆるゼロ国債制度を適用し」、やはりちょっとこれだけではなかなか理解ができないので、このゼロ国債制度とはどういうものなのかというのをお聞きしたいと思えます。

また、金額は幾らでも利用できるものなのか、それとも何億円までという制限があるものなのか。そして、通常市債とか地方債を発行したりしているのですが、そういうものとどういふ違いがあるものなのかというのをお聞きしたいと思えます。

今回の議案第20号でゼロ国債を発行して、それなりの限度額、1億5,000万円ですか、これはどこの部分の工事を予定して、この金額を計上したのかというのをお聞きしたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

まず、ゼロ国債制度についてでございますけれども、これは当該年度、つまり平成18年度の支出がゼロであるというふうなことから、ゼロ国と称する国の制度でございます。国が補助金の債務負担行為を行うことに基づいて実施するものでございます。

このゼロ国は年間を通じて計画的かつ円滑に工事発注を行い、工事の平準化を図り、建設労働力や建設資材の安定的な確保を図ることが目的となっております。2月の月上旬に国において補正予算が可決されたことに伴いまして、ゼロ国について県を通じて国から提示されました。それで、平成19年度の補助金を確保するためにゼロ国を実施するものでございます。

次に、どのくらいの金額を利用できるのかとのお尋ねでございますが、毎年12月に県の方で希望の市町村の把握をしております。その希望に基づいて配分されておりますが、ここ数年は希望どおりの額が配分されている状況にあります。

次に、市債との違いでございますけれども、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと思えます。先ほども平成19年度の補助金を確保するために実施するというふうなことで申し上げましたけれども、1億5,000万円のうち半額の7,500万円が国庫補助金でございます。残りは全額起債が許可されるもので、その償還期間は30年となっております。このように一般財源は全く要しないものでございます。

お尋ねの最後でございますけれども、工事予定区域でございますが、この費用で3カ所を考えております。まず、むつ地区でございますけれども、青森銀行むつ支店を起点といたしまして、田名部神社前を通り、旧ショッピングセンターまでの502メートルを予定しております。また、川内地区では熊野川 高野川間の2工区で464メートルを考えております。なお、大畑地区につきましては、現在7カ所の工事を施行しておりますので、工事の平準化という観点から、むつ地区と川内地区を施行するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） そうすると、このゼロ国債は

下水道建設事業をやる場合にだけ利用できるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 国土交通省の地方整備局で所管しているものでございまして、下水道事業というふうなことでご理解していただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第21 議案第21号 平成18年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号～議案第31号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第22 議案第22号 平成19年度むつ市一般会計予算から日程第31 議案第31号 平成19年度むつ市水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案10件のうち議案第22号に対して質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、51番慶長徳造議員。

(51番 慶長徳造議員登壇)

○51番(慶長徳造) それでは、お尋ねいたします。

通告は、二つの項目になっております。初めの項目は、退職手当債でございましたが、これについては補正予算の中で柴田議員あるいは斉藤議員が質疑いたしまして、ほぼ概要がわかったわけですが、若干お尋ねをしてみたいと思います。

この退職手当債については、いわゆる団塊の世代を大量に採用したことによるものでございまして、いわゆる07年問題の一つであろうと思います。相当額の大きい退職金を支払うために今借金をして対処するわけですが、答弁によりまして、平成23年ごろまでこれが続くようございまして、恐らく平成23年まで毎年この退職手当債が

発行されると、そうわれます。しかし、これはいずれ返さなければならぬわけでございますので、これが将来相当負担増になって財政を圧迫する危険があるのではないかと思います。

本来この団塊世代の対応というものは、何も地方自治だけの責任ではないのではないかと。これは、当時の国の高度成長時代に乗かって、国の施策として事業あるいは経済的な発展を期するためにいろいろなものを地方公共団体にも求めてきたわけございまして、それに対応するために地方公共団体が団塊の世代を相当採用したわけでございます。そういうことを考えますと、これは何も地方自治体だけではなくて、国にもそれなりの責任は当然あるものと、こういうふう考えるわけでございます。したがって、これについては起債の許可はするけれども、交付税などには算定されていないということでございしますが、これはどうも片手落ちのような感じがするわけでございます。これについては、青森県、むつ市ばかりではなく、日本全国の問題で、これはやはり県なり国なり、それについて何らかの対応を強く要望するべきであると。そうでないと、なかなか財政に及ぼす影響は大きいだろうと、そう思うわけございまして、これについての担当の考えをお聞きできればと思っております。

それから、もう一つは、財政についてでございます。実は、去る3月2日の東奥日報で、「4指標で財政監視」とあります。「自治体健全化法案 破たん未然防止図る」と。これは、いわゆる財政再建団体になるかどうかの基準でございます。現在は、いわゆる一般会計だけで赤字額が標準財政規模の20%を超えると該当になると。そういうことで該当になって、今話題は夕張市でございます。しかし、大分前からこれだけではだめだよと、やはりこれは特別会計、企業会計全部連結決算で考えるべきだという声があったわけでございます

が、国はなかなか腰を上げなかったわけでございます。今回この新聞を見まして、いよいよ来たなと、そういう感じを持ったわけでございます。

4 指標でということでございますが、現在話しましたいわゆる一般会計だけのもの、これにあと三つ足すわけでございます。一つは、水道や病院など、公営企業を含む全会計の連結赤字額と、それから二つ目として毎年度の借金返済額と、それから三つ目として公社、三セクなどを合わせた連結債務残高、こういう指標を追加するというものでございます。非常に厳しい内容だと思えます。これが適用されますと、日本全国で一挙に相当の準用財政再生団体に該当する、あるいは転落する自治体が出るのではないかと、そういうふうなお話があるわけでございます。

そこでお伺いしたいのですが、これが施行され、これをむつ市に当てはめた場合に果たして大丈夫なのかと。この中に二つにあるわけでございますが、まずこの基準を一つでも超えれば早期健全化団体にすると。さらにそれが進めば、財政再生団体に移行すると、こういうふうになっているわけでございます。この法律は、近いうちに施行されるのはほぼ間違いないと思えます。この点についていろいろと情報も得ておりますので、再度申し上げますが、この法律が施行された場合に、これに当てはめてむつ市は大丈夫なのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

退職手当債でございますが、これは議員ご指摘のとおり、確かに額も大きいですし、これから先地方交付税措置されない状況で、何年かしますとだんだん苦しくなってくるのは当然のことでございます。これは、私どもの方だけでなく、日本全国そういう状況ですので、これは関係団体ほかみんなが要望し、地方交付税の中に算定されるよう

に運動していかなければならないのではないかなというようなことを思っております。

それから、連結決算の方でございますが、これは今の状況で、今年度、平成19年度の予算は確かに歳入不足額ゼロで組んでおります。平成18年度の決算は、まだ出ておりませんが、先ほど申し上げましたように、若干プラスになるかどうかというようなところでございます。平成19年度は中間貯蔵とかその他電源三法交付金のずれもございまして、まだ不確定要素がかなりございます。ただ、議員おっしゃいましたとおり、連結決算の破産法がこれから出てきますと、当然いろいろ企業会計ほか特別会計、全部合算されますと、これは確かに今の状況でも非常に苦しいというのはもうご理解のとおりでございます。この段階で、詳細きわどいところは国の方もまだ検討していない部分もございすけれども、病院とか、一番負担が大きくなる部分がどうなるかと。施行の段階でそれが入るか入らないか、そういった部分もございすけれども、病院の赤字等を全部一緒にされますと、これは非常に難しいところに行くと思えます。

ただ、その標準財政規模の考え方がそのまま割り算の数字の方に入れられれば、これは厳しいのですけれども、このとらえ方をどういう形で国の方が指示してくるか、その辺が法律の中にどういう組み込み方がされるかでかなり違ってくるのではないかなと。もしそのままストレートにやりますと、例えば日本じゅうの病院持っているところは全部多分赤字になるのではないかと、落ちてしまうのではないかと、そういったことも考えております。どういうことになるか、今静観しているというようなこともございます。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 51番。

○51番（慶長徳造） 退職手当債については、当然私はやはり交付税の中にそれなりの算定をされる

べきものだと思います。

なお、これについては、公債費比率にも当然影響してくると思います。やっぱりこれは、公債費比率を少なくとも制限比率からは除外するというぐらいやってもらわないと、制限比率にひっかかりますと、今度ほかの事業で起債を伴う事業をやれないということになって、これは大変なことになるわけですので、その点は各団体とも力を合わせて、県、国に強く要望すべきものだと思います。これは、再度申し上げますけれども、この団塊世代の対応は、国にも私は相当責任がある、そういうふうに思っているわけですので。

それから、今のこの新しい法律によるいわゆる自治体の財政健全化法案というのだそうなのですが、これがいずれ施行されると思います。今これをこのままやると大変だということですので、非常に厳しいと。したがって、それにならないように、今からやはり対応しておくべきだというふうに考えるわけですので。仮にこれに該当しなくても、本当にこれにほぼ近いような現況ではないかと。これは、ちょっと古いのですが、平成17年4月9日に市長は新聞の記者会見で、赤字30億円の見通しと。準用財政再建団体になる可能性がかなり強い状況にあると、こういうことを話されております。ただ、それはいろんな努力によりまして、今はまだそれにならないで、多分いい方に向かっていると思います。ただ、万が一これになりますと大変なことになりまして、トップだけでなく、行政もそうだし、議会だってその責任はあるわけですので。そういう点を危惧しているわけですので。

夕張市の場合を申し上げますと、大変なことですので、市長の給料が65万円だそうですので。職員の給料は30%カット、それから議員の報酬が18万円で、定数9名というふうに出て大変なことになります。税金はもちろん上がるそう

でございます、これは制限税率のところまで上がるだろうと、そういう感じがしてあるわけですので、いずれにしても、今後これについては十分な情報を得て、絶対にならないようにしていただきたいと、そう思うわけですので。それらについて、もう一度覚悟のほどといたしますが、絶対に大丈夫だというふうな声をお聞きしたいのですが、いかがですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 答えるのに非常に苦しいお尋ねでございます。今の形で財政の赤字健全計画を進めておりますけれども、これのかなめはやっぱり電源三法交付金でございます。平成18年度で人件費を今21億円充ててございますけれども、この充てたものを今各地区の事業に全部充てております。これを例えば半分をこの赤字再建のために増すことができれば、今の24億8,800万円は約2年半で解消できるということになりますけれども、簡単にそうもまいりません。

あと、中間貯蔵の方が2年おくれております。平成19年度で、もしやらない、何の対策もとらないと15億円の赤字、赤字というかマイナスになります。これで結局前倒しをして、その穴埋めをしてあるわけでございますけれども、この動きぐあいでは、人件費で約16億円充てています。この分を合わせれば赤字は解消できますけれども、他の特別会計を全部一緒にしたときのやり方は、また別途考えなければなりません。いずれにしても、確約はできませんけれども、とにかくできるだけのことをやっていくということで皆様方にもご協力をいただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これを慶長徳造議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私からは、総括的に伺いたいと思います。実際的に予算審査特別委員会が開かれますので、細かい質疑はそちらに譲っていいわけですが、今まで特別委員会に市長がおいでにならないというようなことで、やはりこれは基本的なことは市長から伺っておかなければいけないと思ひまして、通告をいたしました。

まず、今むつ市がどういう状況だということをお話をしたいと思ひます。これは、2001年に日本経済新聞社が出した本です。この本はむつ市の図書館の中にあります。その抜粋ですが、その中でこういうことを言っています。低サービス財政悪化型は、北海道夕張市、青森県むつ市、大阪府岸和田市、和歌山県御坊市、徳島県鳴門市などが、271市ある中で財政も悪いし、低サービスだと。低サービスのランクの2位に、1位が千葉県の富津市です。2位にむつ市が上がっているわけです。今回この「エコノミスト」という本、この本の中に借金漬けワースト300というのがありまして、むつ市は125番目に位置しております。

このように財政が悪化している事情を踏まえてお尋ねするわけですが、まず10ページの歳入の個人住民税の関係です。先ほどの補正の場合も話しましたが、今度地方分権で市税の方に重点が置かれると。その分が交付税の算定においても基準財政収入額に見られるわけですから、いかにこの市民税を確保するかということが今後のむつ市にとっては再建の第一の足がかりだと思ひます。

そこで、均等割、所得割の滞納者の徴収割合を11.1%と見ているわけです。例えば所得割ですと11.1%で1,791万9,000円、これ20%になると、約千五、六百万円増収になるわけです。いかにむつ市の一般財源を確保するかということは、ここにかかってくるだろうと私は思っているわけです。前年度の決算でもそうですが、この滞納分の徴収

というのは非常に悪いわけです。したがって、財源を確保するとすれば、この徴収率を上げることが基本にかかってくるだろうと思ひます。そこで、市長に今後の方針をお伺いしたいということです。

それから、給与明細書でございます。79ページの給与明細書をごらんいただきたいのですが、その一番上の表に特別職という表がございます。実は前年度、その他の特別職が1,402人であるものが今年度は2,986名と約1,584名の職員がふえると、こう言っているわけです。それに要する費用を含めまして1,477万3,000円、これでは財政改革プランも私は達成できないのではないかと思ひます。確かに民意を反映するためにいろんな方を用いるのはわかります。しかし、このような財政運営では私はいけないと思ひます。これは倍増ですよ、人数。このことをやっぱり考えていただかないといけないと思ひます。

それと、同じ表のところに、81ページの昇給のところなのですが、実は今年度の1月1日の昇給で前の給料表を改正して、何百号俸の調整がされて、1月1日で私は最終的に調整になったのではないかと思ひます。これを見ると、前年度で1号給上がったのが合計で155名ですか。そして3号給で調整された人が469名になっております。今年度になると、2号給で159名、3号給で12名、そして4号給で428名。この4号給というのは従来の、条例改正する前の、普通1号アップという解釈で、この間に4段階の給料段階ができたわけです。

そこで、来年の平成20年1月1日で一斉に昇給になると思ひます。1年に1回の昇給ですから。その際に、なぜ2号給、3号給、4号給というのが出てきたのか。もちろん成績によって判断される昇給だと思ひますが、これはまだ調整が残っているからこういう調整をするための昇給なのか、

ちょっとわかりませんが、仮に今後正規のルートで昇給を行うとすれば、1号から4号までの幅で昇給させることになるわけです。そうすると、職員の勤務評定がやっぱり必要になると思うのです。けさのように、部長の顔見て「おはよう」と言えば出勤というような体制では、とてもとても勤務体制確立できないと思います。私は、そういう意味で勤務評定の評価方法を今後どのように基準を定めていくのか、そのことをお伺いしたいと思います。まず、それをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 柴田議員のお尋ねに、まず担当課からお答えしたいと思います。

予算の滞納処分の見込み徴収率が低過ぎるのではないかとございまして、滞納分の見込みにつきましては、柴田議員ご存じのとおり、滞納繰越分の調定は、まず平成18年度、ことしの決算見込みの調定額から平成18年の収入見込額、平成17年までの滞納分と、それから平成18年の現年分を滞納といいますか、整理して徴収努力をして、まず収入見込みを出して、それを差し引きします。その後平成18年までの調査した方々の欠損しなければならぬ方々の分をさらに差し引いて、平成18年度の未納額として決算の見込額を出します。それに今までの過去の平均した徴収率を乗じまして、算定して平成19年度の滞納分を出しております。今回は、平成18年度の13.4%と同じ、平成19年度も13.4%、これは全体ですけれども、同じ率になったのですが、過去10年間滞納整理分の徴収率は13.7%が平均でございまして、あと所得環境といいますか、どのくらい平成18年と平成19年が違うとか、それから景況の見込みがどのくらいかと、その辺と、あと今現在の納税者の担税力はどれくらいあるかというようなことを結びつけまして、あとは税務職員がどれくらい徴収努力しているかということをご一緒にあわせまし

て、平成18年と平成19年はほとんど変わらないのではないかなというところを見込んで全体で13.4%を見込んでおります。

ただいまおっしゃいました市民税についての11.1%につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市税の率が倍になるということで、市の分の税額はふえるのですけれども、その分所得税が減りますので、住民の皆さんは1年間合わせて、所得税と住民税をまじめに納めていただけないという想定のもとに徴収率を下げることをしないでそのまま18年と同じように見込みました。あとは、徴収努力を重ねながら、余り大きく見込みますと、歳入割れというようなことにもなりますので、ある程度努力を、結果として出てくればよいということで、なるべく抑えるような形で滞納分の見込みをしております。事務方としては、以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 柴田議員の79ページの関係で、特別職が平成18年度と比較してかなりふえているということのご指摘ございました。実は、これは平成19年度は選挙の年でありまして、四つあります。それで、投票管理者とか、そういう方の特別職が出てまいりますので、例えば県議選、あるいは知事選につきましては約410名ほどが特別職としての任命となります。それから、そのほかに参議院議員選挙、それから市議会議員選挙、それにつきましては、300人を超える特別職が出てまいりますので、それで今回は1,500人強の特別職の人数が出てきたということをご理解いただきたいと思っております。

それから、給与の関係でございます。調整は平成19年の1月1日ですべて終わってございます。もう調整はございません。それで、基本的には、年間通常の方は4号のアップになります。それで、ちなみに56歳以上の方につきましては2号のアップ

ブ、しかしながらもうこの給料表を既に給料が超えてございますので、56歳以上の方につきましては、給料のアップはないということでございます。それから、特に団塊の世代が多々ございます。7級につきましては部長級、6級につきましては次長級、5級につきましては課長級、したがって4級以下の職員、課長補佐も含めまして、それ以外の職員が多々ございますので、その方たちにつきましては、1年間で4号のアップ、それ以外の、例えば病休とか交通事故等で懲戒処分を受けた方につきましては3号からゼロ、1年間で丸々昇給がないと、そういう方も出てまいります。

次に、評価制度を導入しなければだめではないかということのご指摘がございました。実は、これは行革大綱の中で評価制度を導入する方向で検討しようということになっています。今国は、この評価制度を導入すると言っていますけれども、まだ組合等の交渉が行き詰まっています、具体的なものが出てまいりません。その国の方向性が出てこない前に、市がまた先にやるのも組合交渉の中ではかなり厳しいのかなと。そういうこともございまして、平成19年度に検討して、国の動向を見きわめながら導入してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 一応税務調整監の事務段階の努力をしていきたいという、それは了としたいと思います。いずれにしましても、市長、職員だけでなく市長自ら陣頭指揮に立って、この徴収率を高めるということが非常に大事だと思います。その一環として提案をしたいと思います。

平成17年度決算の際にも滞納処理に関していろいろ出まして、ただ現在電話加入権の差し押さえなんていうのは、もうほとんど効果がないと思うのです。今国も取り上げてきて、各市町村にも窓

口設置をするように呼びかけているのが、サラ金対策の中の一環として、いわゆるサラ金によって法定外の金利を払っている部分の払い戻しという手段で、そして払い戻しを受けたなら、税を徴収するというようなシステムが非常に、これは全国でももう数市町村で効果を出してしまっていて、相当徴収率を上げているようであります。生活破綻の一つの要因に、やっぱりサラ金問題があるわけで、私はこれをひとつ市長、積極的に取り上げてみたらいかかでしょうかと思うのですが、その辺お考えを伺いたいと思います。

それから、その評価制度の導入について、これは確かに組合とすれば評価がない方がいいです。ない方がいいということで、でたらめでは通りません。私は、組合であればあるほど節度を持って、積極的にその評価の会合に出させていただくというのが基本だと思います。これは、私も民主党員で組合の方々とも接触がありますが、やっぱり先の見えない組合活動ではいけないと思います。その辺は強く市長からも、市長は特に昔の組合の総代表でしたから、その辺は組合を説得できるお力をお持ちだと私は信じております。そして職員にやる気を起こさせ、やる気を起こした職員には4号と言わず給料を上げてやるというような積極姿勢がなければ、私は少数精鋭の財政再建したむつ市の新生はないと、こう思っているわけです。その辺市長からお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 多少順序が変わりますが、人事考課、かつてこれは大労働運動のテーマでありました、勤務評定という言葉で、でありますから、その記憶を持っている方々が勤務評定という言葉につながる同じような評価の仕方について、大変強い抵抗感を持っておられるわけでありまして、ですから今、総務部長が答えましたように、国の方針が

出てくれば地方でもというような、どちらかという
と多少腰の引けた考え方になっております。

わざわざ民主党員であると、こういうふうにお
断りになってのお話であります。民主党の労働
組合依存は、そろそろ切り抜けなければならない
と、こういうような論評もあるわけですが、
私も民主党から推薦を受けて2年前の選挙をやっ
ておりますから、そんな余計なことは言う必要が
ないわけですが。

実質的な評価はしております。これは、年に
1回の人事考課であります。表には出ません。
はっきり言って、人間の能力にはおのずと差があ
ります。向いている仕事に合っている人、その人
はそこにいる中で昇給を考えなければならないと
いうこともある。何をやらせてもうまいのはうま
い。ただし、人間としての統率力がすぐれている
かどうかという要素も入ってくる。これは、勤務
評定という言葉では一概に言い切れないものがあ
るのです。先ほども総務部長の表現を腰が引けて
いると言いましたけれども、それは模範的な手本
を国がつかれるかどうか見ていきたいということ
です。地方の小さな、我々もむつ市の職員、標準
的な規模からいくと、人数だけ言いますと中の下
ですが、その中でもそのような手法を取り入れて
おりますし、どの場面で使っても統率力、指導力、
事務処理能力、高いレベルを持った人間には特進
させてもいいではないかと。特進の反対側にある
のが停滞です。これは、現実的に生かしていこう
というのを私は20年やってきました。多少資質は
向上してきているというように思っております。
これは、労働組合と交渉しなくてもやれる手法で
ありまして、それを一つの型の中に持ち込んでい
こうというのが平成19年度あるいは平成20年度を
目指す進め方ありますので、それぞれの持っている
いいところを生かしながら人事考課をする必要
があるのではないかと、そう考えております。

税についてご提言がございました。電話加入権、
既に7万円払っているけれども、実質はゼロだと、
電話加入権がなくなっても携帯電話を持てばいい
ではないかと。しかし、携帯電話は不自由なこと
があるのです。電話帳に載らないものですから、
近しい人たちに一つ一つ通知を出さなければなら
ないというようなことがあります。そういう意味
では固定式電話がまだ加入権という評価よりも持
たなくなることの不自由さ、これがあるとは思っ
ております。しかし、総体的に評価が下がってき
ているということだけは言えると思いますが、電
話加入権を差し押さえするのはむだではないかと
おっしゃいますけれども、電話かけて、「この電
話は加入者のご都合によって現在停止してありま
す」ということを聞いて、やったのかというふう
に思う方が随分あるのです。自分で電話をかけて
みると、本当に、あれ何やっているのだろうとい
うふうな思いを周りがみんな持ちますよ。そうい
う心理的な効果もあるということで、電話加入権
そのものの価値はまずほとんどゼロに近いでしょ
うけれども、それだけで評価できない部分もあり
ます。

サラ金のいわゆるグレーゾーンを廃止すること
によって、どれだけの金利を返さなければならな
くなるか。今サラ金会社が全部大手の会社にくっ
ついていこうとしています。大手の金融機関にく
つつくことによって、取り過ぎ分の金利を返還す
る、その差し押さえをするということは大変な手
数でしょうけれども、ご提言のように、幾つかの
自治体がそれを実施しているとすれば、その進ん
でいる例を手本にして、税務調整監が十分勉強し
ているはずでありますから、いつの時点で、でき
るだけ早い時点で取り入れたいと考えているとこ
ろもあろうと思っておりますので、ご提言を生か
してまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 税の事務方が今後とも努力をして、その努力の結果が一般財源として市の行政執行に大いに役立つわけですから、大変苦労もあると思いますけれども、今後とも努力していただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、58番齊藤孝昭議員。

（58番 齊藤孝昭議員登壇）

○58番（齊藤孝昭） 質疑に入る前に議長にお願いがあります。もしお願いとか意見とかというふうな場面になりましたら、制止していただくようお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） はい、わかりました。

○58番（齊藤孝昭） それでは、1点だけ質疑させていただきますが、平成19年度の財政状況の公表についてということであります。むつ市の条例では、こんなのがありました。むつ市財政の公表に関する条例、ちょっと読み上げますけれども、目的が、この条例は、地方自治法に基づき、むつ市の財政に関する事項の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

財政状況の公表は、毎年7月1日及び12月1日に行うものとする。

前条の規定により、12月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。

歳入歳出予算の執行状況。財産、地方債及び一時借入金の現在高。継続費、繰越明許費及び債務負担行為の状況。その他市長が必要と認める財政に関する事項。これを7月1日に公表する財政状況においては、10月1日から3月31日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにする

ものとするというふうになっています。

これまでこの条例に従って、まず公表していたのかしていないのか、お知らせください。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 公表についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、現在地方自治法に基づきまず決算や財政状況の公表などの情報開示を行っておりますけれども、今後の公金公会計改革の推進、新しい地方公共団体の再生法則の具体化等も視野に入れまして、普通会計に加え、公営企業会計、第三セクター等の経営状況及び財政援助も含めた地方公共団体の総合的な財政情報として、これから市政だより等で公表していきたいと思っております。今具体的にお尋ねになりました件は、これは毎年市政だよりで公表しております。

今後そういった面では、抜けているところがあるかどうか、その辺も確認しながら、再度確認して市政だよりで公表していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 平成19年度はぜひ実施してもらいたいということで今話をしているのですが、平成18年度までは全体の予算とか決算の報告は確かに市政だより、またはホームページ等で掲載されています。しかし、この条例でいくと、半期に1回やらないとだめなことになっておりますね、途中経過ということで。それは、平成18年度まではやられていたのか。やられていなかったのだったら平成19年度以降どういうふうに行うのかお知らせ願います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

それについては、やっておりますので、今後も引き続き漏れなくやっていきたいと思っております。

ます。ご了解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 確かにやっていました、調べたら。それで、広報広聴課の掲示板の端っこに小さい紙で、だれが見てもわからないように張っていました。それだためなのです。やはり市民の協力も得ないと財政状況は改革できないというふうに皆さん言っていますので、ぜひ平成19年度は確実に実施していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまの件につきましては、市政だよりを主にして今後公表してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 大きく4点ほどお願いいたします。

まず第1点目は、ちょっと人件費のことをお聞きしたいと思います。なぜ人件費を聞こうと思ったかといいますと、平成19年度の一般施政方針の中に、かなり人づくりをするという表現が多く見られましたので、これがどういうふうな形で具体化されるのかなというのを確認したいということもあります。「未来を支えるための「人づくり」に意を尽くす」という表現、そして最後の方には「人を育て、まちを育てていきたい」、こういう形で平成19年度施政方針は終わっております。

平成18年度と平成19年度を比べて、はっと思ったのが、平成18年度は格差社会という表現を結構使っていましたが、平成19年度は格差という表現が消えておりました。これは、格差がなくなったという意味ではないとは思いますが、たまたま今国会もやられておまして、安倍総理の今回の施

政方針にも格差という表現がなくなったということが結構新聞でも話題になりました。ここも同じような感じなのかなということを感じた施政方針でありました。

人件費についてであります。平成19年度のこの資料によりますと、前年度は56億4,000万円が平成19年度は55億3,000万円ということで1億ちょっと減るということでありまして。補助費については、前年度が51億4,000万円、これが平成19年度ではふえて52億2,000万円ということになっております。私が言いたいのは、私は合併には再三反対を表明しておったのですが、当時の説明だと、合併効果というのが結構人件費の方にあらわれるというふうな説明がかなり頭にこびりついていたのです。今合併して2年度、そして平成19年度は3年度目に入るのでありますが、それなりの効果があるのかなというふうに思っておりますと、余り大して減っていないのではないかと。別に私は減らせと言っているわけではないのだけれども、とにかく合併してしまったのであれば、やっぱりそれなりの効果を見出さないと、合併の意味がないのではないかなというふうなことで、平成17年度の人件費が幾らだったかといいますと、赤字解消計画の中では平成19年度決算によると人件費が56億円だったと。ところが、平成19年度では55億円。1億円ぐらいしか減っていない。補助費が平成17年度決算では46億円で、逆に平成19年度は52億円ということでふえてしまっている。どこに合併効果があるのかなということをちょっと確認したいために、お聞きしたいと思います。

2点目でありまして、平成19年度の累積赤字はどのくらいかということをお聞きしたいのです。先ほど議案第17号によりますと、平成18年度末で24億4,400万円で、これが同じなのか、ふえるのか、減るのか、そこら辺だけでもよろしいので、お答え願いたいと思います。

3点目であります。電源三法交付金、提案理由によりますと、平成19年度が15億円ぐら減ってしまったということで、私はここで大変民間企業に依拠する財政というののあやふやさを感じたわけであり。これはもし15億円来たとすれば、大体どのような事業を予定していたのかというのを聞きたいと思います。

次に、最後でありますけれども、庁舎移転の問題です。提案理由によりますと、平成20年度に移転を完了するという事ですから、それが平成20年度の初めになるのか後になるのかで1年違うのですが、私は後になるというふうに判断すると、今の庁舎はまだ2年ぐらいは使わなくては行けないと。市長は、庁舎移転のときには、かなり危ない庁舎だということを強調されましたので、この2年というのはもつものなのかどうかということで、現庁舎には手をかけなくて大丈夫なのかと、それを聞きたいと思います。私は、市長を案じておりますから、これについてはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 庁舎の問題についてお答えいたします。

ご承知のように、あの庁舎予定の建物は、本来は大型スーパーマーケットの建物でありまして、その構造上、我々もまだ調査の手を伸べていないさまざまな要素を含んでいる。それをいかにも市役所の建物として有効に活用し得るための手法をどうすればいいか、これをまず今審議委員の方々に集まっていただいて研究をしておる。これは、大変急いで購入しておいて、慎重に時間かけて検討するというのはおかしいではないかというご意見もありますが、しかしこれから少なくとも20年、30年のスパンで使っていただく、市民の方に活用していただく建物にするための慎重な配慮をして

いこうと、こういうことであります。

1年で地震が来るか、2年で地震が来るかというのは、横垣議員のお尋ねのように思うのでありますが、それは断定できないし、判断できませんので、とりあえず何とかして災害があっても生き延びていこうやというのが2年ぐらいの時間を想定している問題であります。そこに予想つくのであれば、慌ててつくるかもしれないし、のんびりやるかもしれない。それは、ご質疑と私は受けとめませんので、ご心配いただいているお気持ちだと受けとめまして、以上のようなお答えにします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

平成17年度の人件費でございますけれども、59億円でございます。それから、補助費は54億円、これは電源三法交付金を直接充当している分、8億円を含んでおります。それから、平成19年度の人件費は55億円で補助費が52億円です。それぞれ比較いたしますと、人件費で4億円、それから補助費で2億円が減となっておりますので、これは合併したことによっていろいろ節約したり、重複したところを整理したり、そういったことでの効果ということで判断しております。

それから、平成19年度の累積赤字ということでございますけれども、現在平成18年度の決算もまだこれからでございます。平成19年度の見通しということにつきましては、単年度の黒字を目指すことはもう当然でございますけれども、現時点でまだ平成18年度の特別交付税はわかりません。今の時点で単年度の黒字を若干持っておりますけれども、具体的な見通しということは非常に困難でございます。ただ、現状での若干のプラス、それを考えますと、二十四、五億円ぐら。いずれにしても、赤字解消計画から見ますと、必ず単年度でプラスにしなければならないということでございますので、それに向かっていろいろ対策をこれか

ら続けていかなければならないというようなことでご理解いただきたいと思います。

それから、電源三法交付金が平成19年度15億円少なくなったということでございまして、15億円あればどのような事業を予定していたのかということでございます。これは、中間貯蔵施設あるいは東京電力の東通原子力発電所の着工がおくれたということがございますが、平成19年度の交付金が、何も対策をしないと15億円減ということになります。この財源を手当てに大間原子力発電所の交付金のソフト事業分を前倒ししております。これは、平成19年、20年、21年、22年とずっとありますけれども、その分を平成19年度に前倒して穴埋めしておりますので、それによって事業を、丸々この15億円が穴あいたというようなことではございません。その交付金の充てた分というのはソフト事業でございますから、ほとんど人件費の分でございます。だから、具体的にはこの事業をやめたとか、そういった形ではなかなか出てきませんが、内部的にはそういう形で圧縮しております、思ったほどの額が穴あいたと。実際に穴あく額がそのまま穴あいたというようなことではございません。前倒して穴埋めして、その前倒した先の部分には、これから伸びた部分を充てていくと、そういった措置をしております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 人件費のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず、平成18年3月31日に退職された者の人数をお話ししたいと思います。下北地域広域行政事務組合も含めまして、昨年度は36名の退職がございました。採用が16名、それで20名の職員の減となっております。今年度は、平成19年3月31日付で同じく下北地域広域行政事務組合の職員も含めまして、36名の退職者が出てございます。採用

が12名となりますので、これで24名の削減と。職員数が減ってまいりますので、合併効果は上がってきております。さらに、来年度以降も団塊の世代が、もう30人以上退職してまいりますので、それに合わせて採用数も、その数だけ採用してまいりません。せいぜい5割程度しか採用してまいりませんので、合併効果がこれから顕著にあらわれてくると思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 再三言いますけれども、私は合併に反対しておりまして、合併すると必ず人件費とかそういうのが減らされるというのをもう前例でわかっているものですから反対したのですが、ただ合併したとなると、そこを生ぬるくしていると、結局夕張市みたいなものに近づくというふうなものもありますので、そこはちょっと私はまた別な角度で、このむつ市財政を守るために指摘していきたいなということで、ここにちょっと焦点を当てました。

今の説明ですと、これは赤字解消計画が去年の12月に出て、平成17年度決算でこれだと人件費が56億円となったのが、今の企画部長の話だと59億円で、あれ、なぜ違うのかなと、細かいのは後でお聞きしに行きたいと思いますが、今の説明の数字だと59億円が平成19年度は55億円ということで4億円減っております。ただ、補助費は実際54億円が52億円ですから、ちょっと減り方が足りないかなというふうなことを思いまして、今後の例えば補助費はどういう形で減らしていく、私はちょっと減らすというのは余り賛成でないのですが、ただこれは対応しなくてはいけないので、どういう形で減らしていく対処をする予定なのか。

また、人件費であります。今総務部長がお答えになりましたけれども、合併して5%ぐらいでしたか、国の方針で減らさなくてはいけないとい

うのですが、この減らすというのは5%でストップするものなのかどうか、そこをちょっと先の見通しになりますけれども、そのお考えをお聞きしたいと。5%減らせば、その後はもう大体一定の人数でおさまっていくものなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そして、次であります、庁舎の問題で市長は、特に質疑とは受け取らないということですが、今の本庁舎は、3階はペしゃんこになりましたけれども、2階、1階は頑丈なものだから、別にまだまだもつというふうなことをたんかを切っという人に私はたまたま出会ったものですから、そういう意味では本当にどうなのかというのがわからないです。市長は危ないと言うし、私の知っている方はまだまだ頑丈なものだということで、補修をすればまだまだもつものではないかなという意味を含めてしっかりとどうなのかというのをデータで本当は示してもらえればいいかなと思うのですけれども、そこら辺のお考えがあるかどうかというのを、以上お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 十勝沖地震の数年後に地震後の状況、建物の強度調査をしております。その後多少の補強をしております。横垣議員のお友達ですから、相当優秀な方がおっしゃっていらっしゃると思うのでありますが、私どもは大学の研究者から調査してもらっております。そちらの資料を出せというのであれば、お出ししましょう。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員の定数の削減の件でございます。行革大綱あるいは行革プランの中では5%、これはあくまでも最低限のものを定めているものでございます。先ほど来その人数の話を申し上げましたけれども、この行革大綱あるいは行革プランの中では、もう既に平成19年3月31日でこの5%はクリアいたします。さらに、このパ

ーセンテージを上げるべく職員の削減に努めてまいりますので、何分よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 補助費が54億円から52億円で2億円しか減っていないと。これは、もうちょっとこれから節減できるのではないかというようなお話でございました。これは、ほとんどが下北地域広域行政事務組合、病院、消防その他へ対する市民サービス部門への補助でございまして、これは市の本体で節約する部分とはちょっと違ひまして、向こう側がどれだけ節約できるか、そういったことも含んでおります。これは、お互いの関係が当然ありますから、話し合いながら、節約できるところは節約する、人件費もそういった意味で制約していく。その中でこの2億円が3億円になるか、4億円になるか、そういったことで考えていかなければならないものですので、一方的に削減するということにはまいらないということでご了解していただきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で平成19年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号から議案第31号までの平成19年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第31号までの平成19年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予

算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれまして予算審査特別委員会において、委員長に坪田智十司議員、副委員長に堺孝悦議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第1号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第32 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、42番千賀武由議員。

(42番 千賀武由議員登壇)

○42番(千賀武由) 報告第1号につきまして、明瞭簡潔に質疑いたしたいと思ひます。

8ページ、9ページにございます関根漁港の施設災害復旧事業についてお伺いいたします。これは、昨年10月6日から8日にかけての低気圧災

害でございますが、この関根漁港の復旧方法はどのようになさるのか、それをお伺いしたいと思います。

また、あわせてこの場で県管理の大畑漁港についても、その復旧方法をおわかりでしたらお知らせ願えればと思ひます。

それと、その復旧完了には何年を見込んでいますか、わかりましたら、それもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 関根漁港の復旧工法は、堤体工でありますケーソンの位置のずれをもとの基礎に戻しまして、上部工の施工後、沖側、沖の方に消波ブロックを設置し、完成させるものでございます。

もう一つお尋ねの大畑漁港につきましては、昨年12月の県議会で知事答弁にもありましたが、防波堤が設置されております場所の水深が深うございまして、関根だとマイナス6.5メートル程度、大畑ですとマイナス16.5メートルからマイナス20.5メートルぐらいありまして、3倍以上ございます。そういうふうは大畑の方は水深が非常に深いために、仮に消波ブロックを設置した場合は、原形復旧の2倍以上の経費となります。現在査定で認められました大畑漁港の認定金額は65億円でございますので、その2倍となりますと130億円でございますので、とても原形復旧とはなりませんものですから、財務省がまずお認めにならないのではないかと考えておるところでございます。このケーソンをもとどおりに据えつけた後に防波堤の安定を図るために、ちょっと消波ブロックでは深過ぎて金額が張るものですから、その裏側、陸側の方ですけれども、その押さえとして捨て石を施工してケーソンを押さえるといふような工法を県の方では国にお認めいただきまして、発注するというふうにごつてございます。

災害は、原則的に3年で施工すること、国の方も3年で予算をつけることになってございまして、既に今回私どもは平成18年度分は先月いただいて、入札も終わりました、追加の方で皆さんにご審議願うことになっております。ですので、平成18年、19年、20年の3年間で完了させる予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） 経済部長の大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。理解いたしました。

それで、市長、地元の雇用促進を願い、早期復旧完了を目指すよう国・県への市長のさらなるご奮闘をお願いではなく、ご期待して私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、58番齊藤孝昭議員。

（58番 齊藤孝昭議員登壇）

○58番（齊藤孝昭） ただいまの千賀議員と同じ内容で質疑があります。

報告第1号の災害復旧に係る地方債の発行についてということであります。本来災害が起きた場合の持ち出し金は、財政調整基金から出すのが通常のやり方ですが、現在むつ市の場合は財政調整基金がないという状況なので、災害が発生した場合、国からの交付金の割合で地方債という借金をして災害復旧に当たるということになっております。これからも当然災害があった場合、借金をして、その復旧にかかるということになると思うのですが、たまたまことしはいのしし年ということで、災害が多い年と言われております。万が一ことしも災害が多数発生した場合、歳出が相当かさむのではないかというふうなことを心配しておりますので、その災害復旧に係る地方債の考え方について少しお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 極めて近代的な発想をなさる齊藤議員が、えとを信じていらっしゃるという、それもこれも今我々のむつ市を取り巻く財政環境が非常に厳しい中で、もし万が一そういうことが起こったらどうするのだと、そういう思いがあればこそと思います。

先ほどもほかの議案の審議の中でも幾つかのご意見、ご質疑が出ましたのでありますが、財政調整基金、完全に底をついております。災害の場合、本来国が100%見るというルールがあるはずなのでありますが、ただその災害復旧に着手する前のいささか細々とした部分については地域自治体が早急な手当てをしなければならないという事情もありますので、うちのかみさんもいのしし生まれですから、よく拝んでおいて、災害が出ないように期待をしながら、しかし災害によって発生するもの、発生した災害に対しては可能な限りいろんな手法を判断しながら対応せざるを得ないだろうというのが今日における私の考え方でございます。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

報告第2号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第33 報告第2号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第3号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第34 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月9日は常任委員会、予算審査特別委員会のため、3月12日は議事整理のため、また3月13日及び14日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明3月9日は常任委員会、予算審査特別委員会のため、3月12日は議事整理のため、また3月13日及び14日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月10日及び11日は休日のため休会とし、3月15日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時04分 散会